

令和4年2月17日

認証店各位

長崎県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

新型コロナウイルス感染症対策に係る営業時間短縮要請の
選択制の導入について（お願い）

日頃から、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につきましては、ご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今般、本県へのまん延防止等重点措置の適用が3月6日(日)まで延長され、引き続き、飲食店等の皆様には営業時間短縮等へのご協力を賜っているところであり、重ねてお礼申し上げます。

これまで、本県では爆発的な感染拡大を早期に抑え込むため、認証の有無に関わらず、一律に営業時間の短縮や酒類提供の自粛をお願いしてきたところですが、皆様方のご協力により、最近では新規感染者数の減少傾向が継続しており、病床使用率も減少傾向に転じつつあります。

こうした状況を踏まえ、認証店の皆様への要請を一部見直し、会話時のマスク着用の徹底を利用客に呼び掛けていただくことを前提に、2月21日(月)から「営業時間短縮」や「酒類提供」に係る選択制を導入することといたしました。（詳細については裏面を参照）

つきましては、「21時までの営業時間短縮（酒類提供は20時まで）」を選択する場合は、飲食時のマスク着用をお客さまへ呼び掛けるとともに、同封しておりますチラシを店舗へ掲示いただきますようお願いいたします。（「20時までの営業時間短縮、終日酒類提供自粛」を選択する場合においても、引き続きマスク着用等の感染対策にご協力をお願いします。）

申請方法や申請受付期間など詳細については、3月上旬を目途に県ホームページへ掲載予定です。

重点措置の期間は、感染状況により変更となる場合があります。今後とも、県のホームページや報道等に留意いただきますようお願いいたします。

（認証制度問い合わせ先）
電話：0570-550-388
受付：平日9:00～18:00

（協力金相談窓口）
電話：095-895-2618
受付：平日9:00～17:45

時短要請等における選択制について

- 会話時のマスク着用の徹底を利用客に呼び掛けることを前提に、**認証店**における時短や酒類提供の**選択制**を導入

| | 認証店 |
|------|--|
| 要請内容 | <p>・ のいずれかを選択のうえ、<u>2月21日以降の全期間で実施</u> 選択した要請内容は期間中変更できません。</p> <p>（ 営業時間を20時まで短縮、酒類提供は終日自粛（これまでと同じ） 営業時間を21時まで短縮、酒類提供は20時まで可 ）</p> |
| 協力金 | <p>中小企業等 3～10万円/日 大企業 最大20万円/日 （これまでと同額）</p> <p>中小企業等 <u>2.5～7.5万円/日</u> 大企業 最大20万円/日</p> |